

肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱第４の２の（２）のイの（イ）
の規定に基づき理事長が別に定める個体登録期限について

令和８年９月１日付け８農畜機第３６０１号

肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成３０年１２月２６日付け３０
農畜機第５２５１号）第４の２の（２）のイの（イ）の規定に基づき、令
和８年熊本地震による畜産関連施設の被害を証明する書面の交付を市町
村から受けた登録生産者が飼養する肉用牛のうち、令和８年９月末日まで
に満１４月齢に達する肉用牛に係る登録期限は、満１６月齢に達する日ま
でとする。